

佐賀県立図書館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十七号

佐賀県立図書館協議会条例の一部を改正する条例

佐賀県立図書館協議会条例（昭和二十五年佐賀県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二年」を「二年」に、「但し」を「ただし」に、「補欠委員」を「補欠の委員」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「協議会の」及び「（以下「委員」という。）」を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（委員の任命の基準）

第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

佐賀県立図書館協議会条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(委員の任命の基準)</p> <p>第二条 協議会の委員(以下「委員」という)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者であることとする。</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第三条 委員の定数は、十名以内とする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(委員の定数)</p> <p>第二条 協議会の委員(以下「委員」という)の定数は、十名以内とする。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第三条 委員の任期は二年とする。但し、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>